

# 自転車安全利用五則を

# 守ってGO!



5月は  
サイクルマナーアップ  
強化月間!

5月5日は自転車の日

※自転車活用推進法 2016年12月16日公布

「自転車活用推進法」が制定されたことをご存知ですか？

身近な乗り物である自転車を交通手段として広く活用することにより、環境への負荷の低減や、災害時の交通機能の維持、市民の健康増進などを図ろう—という目的でできた法律です。

自転車を有効に活用するためにも、安全な利用を心がけましょう。

自分のため、人のため、  
保険に加入しましょう!

自転車が加害者となる交通事故で高額な損害賠償責任を負わなければならないことも少なくありません。万が一の事故に備えて、保険に加入しましょう。たとえば自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けた自転車に貼られるTSマークには保険が付帯されます(有効期間1年)。

TSマーク



赤マーク  
賠償責任補償  
1億円  
(限度額)



青マーク  
賠償責任補償  
1,000万円  
(限度額)

※TSマークの付帯保険については、平成29年10月1日以降に貼付されたものから上記の限度額が適用されます。

※保険会社の各保険にプラスする個人賠償責任特約などもあります。

自転車に乗るときはヘルメットをしましょう!

石川県・石川県交通安全推進協議会



# 自転車安全利用五則

基本的な  
ルールを  
確認して  
必ず実践！



**1**  
自転車は、  
**車道**が  
原則、  
歩道は例外



**2**  
車道は  
**左側**を  
通行

**3**  
歩道は  
**歩行者優先**で、  
車道寄りを徐行



次の場合は、歩道を通行できます。

- 普通自転車を運転している
  - ・13歳未満の子ども
  - ・70歳以上の高齢者
  - ・内閣府令で定める身体障害者
- 「普通自転車の歩道通行可」の標識(右図)等のある歩道
- 車道または交通の状況から見て、通行の安全を確保するためにやむを得ないとき



**4**  
安全ルールを守る

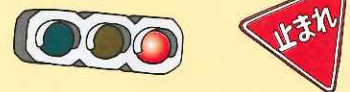
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



- 夜間はライトを点灯



- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



**5**  
子どもは  
**ヘルメット**を  
着用



※運転させるときも、補助いす等と同乗させるときも保護者は13歳未満の子どもにヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

## 危険です! ながら運転

### 携帯電話の使用

注意が散漫になったり、ハンドル・ブレーキ操作などの安定性を失うおそれがあります。



### イヤホン等の使用

音楽などを聴きながら走行すると、周囲への注意力が低下するおそれがあります。



**罰則** 5万円以下の罰金  
※都道府県により異なる場合があります。

## 知っていますか?

自転車で交通違反をすると命じられるかもしれない「安全講習」のこと

信号無視や遮断踏切への立ち入り、一時不停止、飲酒運転など、一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上繰り返して検挙された自転車の運転者(14歳以上)には、**「自転車運転者講習」の受講が義務付け**られています。

受講命令に従わないと、5万円以下の罰金